

環境公共政策論

Theory of Environmental Public Policies

手続きの理論1

土木・環境工学科 5学期

教授 屋井鉄雄

前週までの講義

- 地球温暖化対策における国家や個人の取り組み、地域単位での取り組みの必要性を学んだ
- 環境公共政策に深く関わる「地域計画」や「交通計画」の基礎を学んだ
- 環境ディレンマ(個人と社会)について学んだ
- 期待効用、プロスペクト、ランダム効用など個人の効用理論を学んだ
- 集団での決め方、選好の集計の仕方(投票の理論と限界)を学んだ

⇒今度は手続きのありかた(決める前のありかた、投票しない決め方)を学ぼう



東工大すずかけ台キャンパス
(長期計画に基づき整備継続)

講義の内容

環境政策

- 1: 地球温暖化対策と地域計画の方向
- 2: 土木事業と地域公共政策
- 3: 環境公共政策の全体像(環境政策と都市環境政策)

環境ディレンマ

- 1: 基本構図とゲーム論
- 2: ディレンマ解消の方策

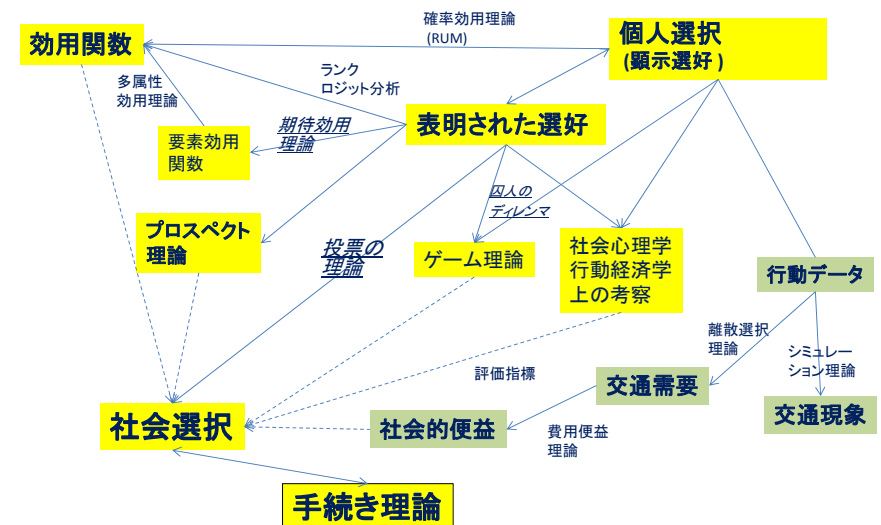
選好・効用・集団決定

- 1: 選好と効用の考え方
- 2: 効用理論の展開(ランダム効用理論)
- 3: 社会的決定の理論(投票)

環境公共政策の実現

- 1: 手続きの理論
- 2: 政策・計画決定のプロセス
- 3: 住民参加とPI
- 4: 政策・計画策定の実践

環境公共政策論に関わる理論の全体像

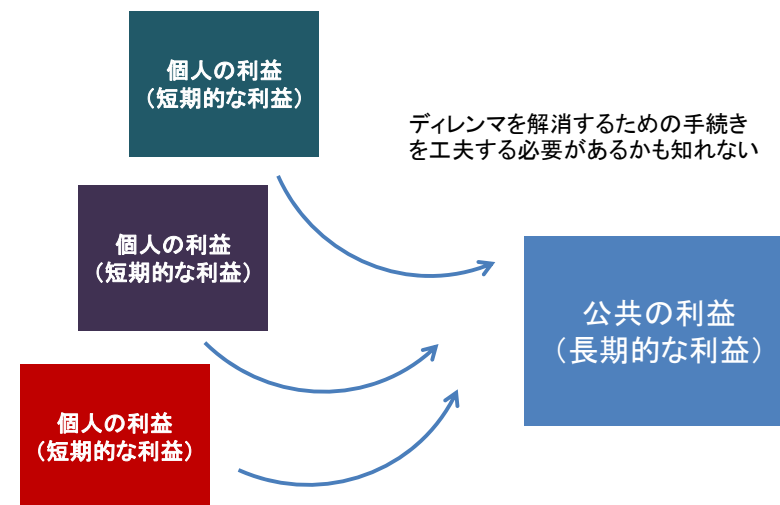


環境公共政策論における手続きの必要性



- 投票(多数決等)では決められないほど、様々な価値観の人々で社会が構成されているかもしれない？
- 単純に多数決で決められるほど政策への理解が浸透していないかもしれない？

環境公共政策論における手続きの必要性



環境公共政策論

環境公共政策論における手続き問題の基礎としての正義論

環境ディレンマと手続き的正義

- 幾つもの価値が並立した状況では、個々に勝手な取り組みを行っても、社会全体で効果が発揮されないかもしれない(環境ディレンマ)
- 異なる価値の存在を前提とし、合意形成に向き合い、社会が決定を下す必要があるが、そのときに、決定に至る手続きの正当性と、決定内容の正当性の両方の確保が必要
- 手続きの正当性(手続き的正義)が徐々に重視されてきたが、環境ディレンマ状況では、公共の利益実現のために手続きの正当性が必要ではないか？



関連用語(広辞苑の解説)

- 正義(Justice): 正しいみちすじ
- 公正(Fairness): 偏らずえこひいきのない
- 衡平(Equity): 釣り合いのとれていること
- 平等(Equality): 偏りや差別が無く一様で等しい
- 正当(Justness, Justification): 正しく道理にかなう
- 合理(Rational): 道理にかなっていること
- 妥当(Validity): 通用して、承認されること
- 正統(Legitimacy): 正しい系統



正義の2つの形態



- ✓ 実質的正義:
「分配的正義」(例: 負担に応じた報酬)、
「矯正的正義」(例: 不正に応じた罰)、
「交換的正義」(例: 等価交換という正義)
⇒これらはアリストテレスの分類に端を発する
- ✓ 形式的正義: 「等しきことは等しく取り扱え」
⇒各人に同じものを、各人の能力に応じて、といった考えに繋がる
- ✓ 上記の分類とは別に、手続き的正義 がある
(実質的な正義に強く関わる概念であり、次のスライド参照)、
さらに、個別的正義(equity)、法的正義などの概念がある(田中)

手続き的正義を重視する傾向

20世紀以降の論点

- 価値が多元化する現代社会では、実質的正義について、全員の合意を取り付けることは困難であり、相対的に手続き的正義が重視されてきている(法哲学における見解)



- 手続き的正義: 適正手続き、対話的合理性、手続き正当性等、異なる言葉で説明されることもある(手続きが正しければ、結果である実質的正義は問わないということではないことから、形式的正義には分類されない正義である)

適正手続き(Due Process)

- 「何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられない」、という規定(日本国憲法31条)

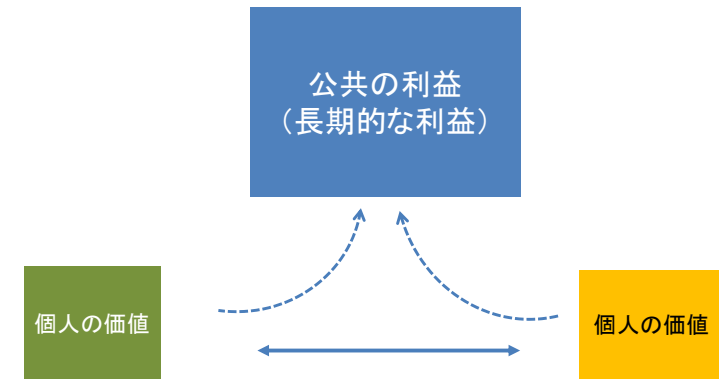
⇒イギリスのマグナカルタ(1215年、第38条)に由来し、アメリカ合衆国の憲法の適正手続き条項に引き継がれている



環境公共政策論

価値の絶対主義と相対主義という捉え方とその限界

環境公共政策論に関わる社会の価値



ディレンマを解消するため価値にどのように向き合うか？

価値に関わる2つの立場(1)

- 価値絶対(客観)主義:

正義を含む価値についての判断は、個人の主観的な判断を超える、何らか客観的なものである。



価値に関わる2つの立場(2)

- 価値相対(主観)主義:

事実、価値の方法二元論に立てば、事実に関する知識を如何に蓄えても、どの価値を選択するべきかという問題に、客観的に正しい答えを出せない。価値の選択は個人の主観的決断による。

(なお、価値相対主義は、正義の問題は学問として追及できないとする学問的な立場に過ぎないともいえる)



価値相対主義の3つの形態

(フランクナ, 倫理学, 1975, 田中法哲学)

- (1) 人々や社会が異なれば基本的な倫理的信念も異なり相容れないことすらあると主張する記述的相対主義
- (2) 基本的な倫理的判断の一方を他者に対して正当化する客観的で合理的な方法は全く無いから、二つの相容れない基本的判断は等しく妥当であり得ると主張するメタ倫理的相対主義
- (3) ある個人・社会にとって正ないし善であるものも他の個人・社会にとってはそうではないという倫理的原理を提唱する規範的相対主義



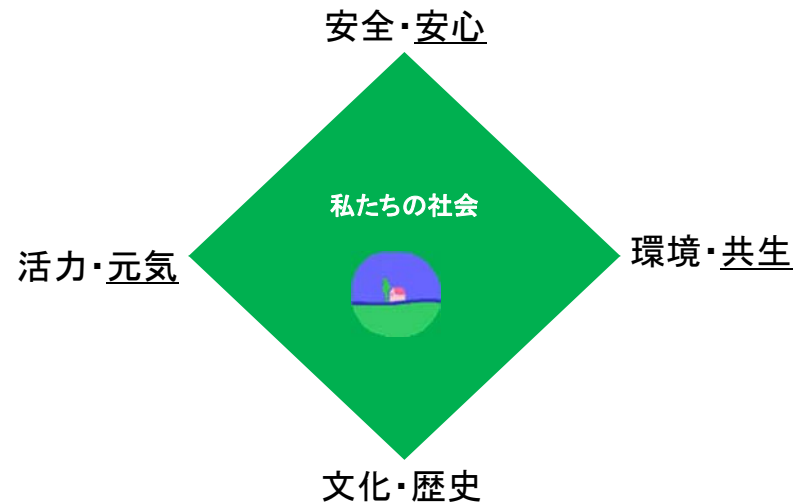
ケルゼンの価値相対主義の立場

- ✓ 道徳的諸原則が相対的価値のみを有するという見解は、それらが何らの価値をも有しないとなすものではない。
- ✓ その見解は、ただ1つの道徳体系だけではなく、多くの異なった道徳体系が存在すること、したがってその間に選択がなされなければならないことを主張する。
- ✓ こうして相対主義は各個人に自ら何が正義であり、何が不正であるかを決するという困難な任務を課す。(ケルゼン研究, p91)



社会の課題と将来の方向性

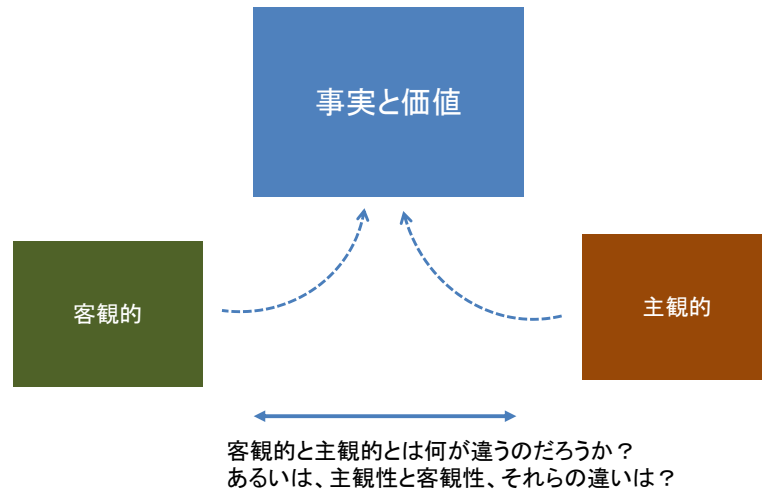
方向性を共有出来ても重視するものは人によって異なるだろう
しかし、それらは互いに関連しているかもしれないし、
よくよく議論したり、検討してみなければ判断できないのではないか？



環境公共政策論

事実と価値の関係性

事実と価値の関係を考えてみよう



事実と価値の二分法(古典的解釈)

- ヒュームの定理:
存在から当為は導けない

(No ought from an is.)

例: 車が多数走っているからといって、車が多数走るべきとは言えない
例: 自転車が沢山止まっているからといって、止まって良いとはいえない

- ウェーバーの価値中立性:
事実認識は客観的であるが、
価値判断は主観的

例: それは事実か？あるいは価値の表明か？後者なら取るにたらない
例: レポートを書くときに先生から良く言われた言葉。2つを分けて書きなさい

⇒ 事実価値二分法へ展開されていった



近年の事実/価値二分法の崩壊

- 事実と価値の二分法の崩壊(パトナム)

「事実の知識は価値の知識を前提とする」

例: 事実の主張を正当化する活動は価値判断を前提とする
例: 知識や経験に基づく認識的価値も価値の1つである
例: 原発は安全と言う(過去の)事実、その事実を正当化する価値の知識から独立ではなかったのでは？
(リンゴが机から落ちればそれは個人の価値から独立な事実であろう。しかし、落ちるのがスマホでスマホを知らない人が見たとすれば認識される事実は異なるかもしれない)



客観的な判断とその真理値

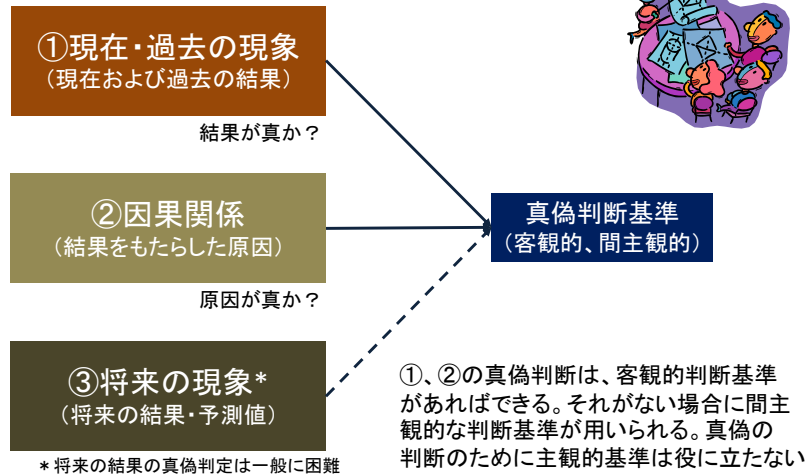
- ✓ 「判断の真理値」(真, 偽, どちらでもない, のいずれか)が確定しているとき、その判断は客観的である。
- ✓ つまり、「判断の真理値」は、その判断を下す人やその思考者が生きている社会や時代から独立なのである。
- ✓ この「判断の真理値」は、事実とその判断の対象となる命題とのたった2つで決まる。(D. デイビッドソン, p78)

例: A氏の身長159cmが事実だとして、このときA氏の身長は160cm以上であるという命題を判定すれば偽となる。ここで使ったメジャー(物差し)はcm単位という客観的な判断基準である。一方、A氏は僕より背が高いが事実だとして、A氏は大柄であるという命題を判定できるだろうか。事実は定性的で、命題は主観的な判断基準で示されている。このような場合に客観的な判定は困難である。

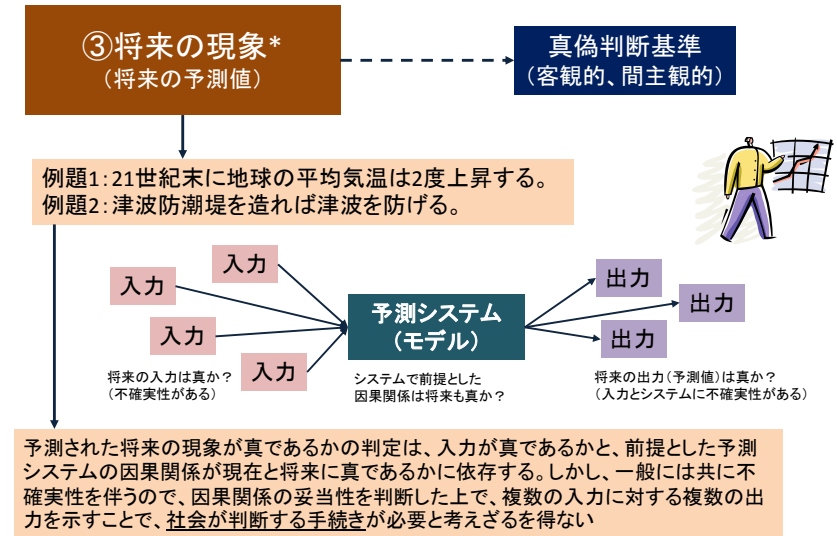


社会が真偽判断する対象を考えよう

環境政策や計画の策定場面で



将来の現象の真偽判断が困難な理由



重要な用語 まとめ

- 実質的正義, 形式的正義, 手続き的正義
- 価値絶対主義, 価値相対主義
- 事実と価値, 二分法, 二分法の崩壊
- 真偽判断基準
- 客観的, 主観的, 間主観的(相互主観的)

まとめ

- 実質的正義と形式的正義の他に、手続き的正義があり、これが近年重視されてきたこと
- 社会における価値観は様々にあり、価値絶対主義と価値相対主義の相容れない確執もあるが、相対主義であっても個々人には価値の選択を迫ること
- 過去には事実と価値が鋭利に分離されたが、多くの事実が認識的価値(知識・経験)から独立ではないこと
- 事実や命題の真偽判断に関して重要なことは、その判断基準として客観的な基準を持てるかということ
- 一方、将来の事柄については、客観的基準だけで物事を決することも困難であるため、間主観的(相互主観的)な受容をも前提とする、社会の決め方(手続き)が必要になっていること

講義中の課題

- 次の文章を読んで、感想と共に自分の考えを書いて、講義終了時に提出せよ。(20分)

50年後の国土への戦略「リアリズムを超えて未来に向かう条件」
土木学会誌論説 2012.11 屋井鉄雄 東京工業大学教授

つい先日、日本を代表する経済新聞の論説委員長が、我が国の領土問題や原発問題にかかわる政治状況を嘆き、「透徹したリアリズムが偏狭なナショナリズムと浅薄なポピュリズムの抑止力になる」と述べる新聞記事が目にとまった。それが新聞の役割ということで興味深いが多少違和感を覚えた。本来の国民主義や人民主義は、いわば弱者としての国民の一定の権利を尊重する立場にあると思う。確かに偏狭で浅薄は良いはずはない。極右や大衆迎合は困ったものだが、広量な国民主義と深遠な人民主義なるものがあるなら、そこに導くという道も残る。リアリズムは現実を冷徹に晒すかもしれないが、それはその現実を認識した論者の価値に依拠している。そのことを忘れてはならない。

我が国でも所得格差が広がり、災害が多発し、多くの弱者が生まれる現実がある。真に国民や市民の立場で政治や政策を考える必然に迫られている。短期のバラまきでは早晚立ち行かなくなるし、国民の負担を一層求めるのであれば、今の現実だけではなく、将来の姿や理想を共有する努力も必要になるだろう。日本の国土や地域を良くしたいとの想いを共有することが理想だ。リアリズムだけで現状を安易に受け入れてしまわない。そのことも重要だと考える。

ただ、未来の原発依存度を論点とした昨夏の政府の対応のように、国民を啞然とさせ、暗澹たる思いにさせる事態も生じている。幾つかの選択肢への賛否表明にアジェンダを矮小化した狙いはどこか、筆者には結局分からなかった。我が国の将来に関わるこのような重要な議論に際して、アジェンダの矮小化に留まらず、原発の地震動による被害が不明なまま、その解明の予定も示されず、また政策決定に至るプロセスも明示されないまま進められた。審議にあたり、事実の判定、手続きの正当性、すなわち真と正が曖昧なまま、善悪や好悪等、様々な価値表明が求められたのであるから、議論の前提に懐る人がいない方がおかしい。この点では、事実を認識せず迎合する姿勢をリアリズムで抑止すべしとの考えは正鵠を射ている。実際、国民の人氣投票に陥った判断を、経済界等の反対で直後に翻すお粗末さを露呈した。

問題の深刻さに比して、あまりに情けない政治であったと思う。このレジュームを変えない限り、我が国に50年後は訪れないのではとさえ感じる。ハツ場ダム、普天間、原発と次々迷走を繰り返しているが、何故迷走するのかといえば、依って立つ枠組みと理念がしっかりしていないからと言わざるを得ない。現実在即した責任と役割の分担が我が国の政治や行政で崩れているのだと思う。今後の50年で科学技術は想像を超えて進化するだろう。しかし、人間の頭の構造は50年ではまったく変わらない。しかも、高齢者の脳は一般に退化するのだから、高齢社会は我儘で偏狭な人間が巷に溢れ、その一部が発言力を持ち続ける一層危うい社会なのかもしれない。冗談のつもりだが少々心配だ。そんな社会で、今のように政治家や行政の裁量で決めるのは一層危うい。適正な手続きで決めた後は、安易に覆せず、継続的に取り組める法的枠組みが、温室効果ガス削減や防災力向上等の長期を考える地域計画等では真に必要である。

これからの気候変動の時代には、災害が恒常的に我が国土を襲うことも予想される。いつ災害が来るか分からないから、計画的な対応など無駄、過ぎ去るのを耐え忍ぶのが日本文化などと言うのは勝手だが、筆者には到底受け入れられないリアリズムである。一方、地方分権のリアリズムのもとで最善を尽くすなら、防災、温暖化、エネルギーという3つの点から、地方自治体が真に責任を持って臨むための計画・評価の制度化が必要だ。それによって、子育て世代や子供たちを大切に、高齢者が安心して暮らせ、元気なお年寄りはいつまでも社会に貢献し、歩いて暮らせる豊かな緑や水の空間を地域で形成すること等を、地域社会の共通の目標にして継続的に進むことも可能になる。これを国民というよりも、地域の住民たちが共有し、地域を愛する広量なナショナリズムが醸成されるのであれば、大いに歓迎すべきことである。

もちろん、制度実現は必要条件に過ぎない。これを十分条件とするためには、国民も責任と役割を分担する社会の実現が必要である。既に各地で取り組まれているが、上からの押し付けではなく、計画づくり地域住民が参画し、その後も役割を継続して分担することが必要であろう。過去には公聴と広報の区別をせずに行政を批判したマスコミが、国民の聞かれる権利を改めて理解し、制度上の適正な参加機会提供を大衆迎合政治と混同せずに論じることが願いたい。社会資本や地域計画の分野では、行政は場を設けて堂々と説明すれば良い。そして謙虚に意見を受けた後に総合判断し決定する。その際、国民の参加と責任分担を担保する計画手続きの制度を、ポピュリズム批判と峻別してデザインし、決めたことを実行できる社会づくりが、我々の未来への条件とは考えられないか。